

浄化槽分野の個人情報保護に関する説明会案内

平成 27 年 9 月に改正個人情報保護法が公布され、改正法が全面施行される平成 29 年 5 月 30 日以降は、5,000 人分以下の個人情報を取扱う事業者、つまり小規模の事業者を含めたすべての事業者が個人情報保護法の義務の対象となることが決まっています。

浄化槽分野においては、今後、地方公共団体、指定検査機関および浄化槽関係事業者が浄化槽情報を連携させ、効率的で信頼される維持管理体制を構築することが望まれています。事業者間で流通する浄化槽情報は個人情報となります。

そのため、個人情報保護法の規制のもとで事業者間の情報連携を図る必要があります。浄化槽分野に係るすべての事業者およびその従業員が、業務遂行上必要な個人情報保護に関する知識を有する必要があります。

改正個人情報保護法の全面施行を目前に控えていることから、今回、浄化槽分野の個人情報の取扱いに関する基本的な考え方を解説する説明会を開催したいと思っております。

どなたでも参加できますので、ご希望の方はぜひご参加ください。

なお、ご参加される方には、配布資料作成代および事務手数料等（500 円）をご負担いただくたく存じますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

日 時：平成 29 年 5 月 22 日（月） 13 時 30 分～14 時 30 分
場 所：公益財団法人日本環境整備教育センター 4F 大会議室
参加費：500 円

参加申込： 調査・研究グループ 小宮 TEL 03-3635-4885

e-mail komiya@jeces.or.jp

メールでの申し込みの場合は、件名を「個人情報説明会」としてください。